

公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」の開催について

農林水産省及びフード・アクション・ニッポン推進本部、「食べものづくりから日本は元気になる」実行委員会では、平成 22 年 1 月 30 日から平成 22 年 2 月 28 日にかけて、公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」を開催致します。

討論会は、公開です。カメラ撮りも可能です。取材を希望される方は、3. (1) の問い合わせ先に御連絡ください。また、取材に際しては現地担当者の指示に従ってください。

1. 概要

本年 3 月に策定予定の新たな食料・農業・農村基本計画について地域での議論を行うため、公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」を開催します。

各地域の討論会にはそれぞれ政務 3 役のいずれかが出席し、基調講演を行うとともに、生産者、消費者、事業者等と「食料自給率」、「戸別所得補償制度」、「食の安全・安心」、「農業・農村の 6 次産業化」などのテーマについて議論することを予定しています。

本討論会の詳細については、3. (1) の問い合わせ先にお問い合わせください。

2. 日時及び場所

| 日時 | 地域 | 場所 | 出席予定の政務 3 役 |
|---------------------------------|-----------|--------------------------------------|---------------|
| 1 月 30 日 (土曜日) 13 時 30 分～ | 九州・ 沖縄 | 長崎ブリックホール国際会議場 (長崎県長崎市茂里町 2-38) | 山田農林水産 副大臣 |
| 2 月 6 日 (土曜日) 13 時 30 分～ | 北陸 | 福井テレビホール大ホール (福井県福井市問屋町 3 丁目 410) | 郡司農林水産 副大臣 |
| 2 月 13 日 (土曜日) 13 時 30 分～ | 東海 | CBC ホール (愛知県名古屋市中区新栄 1-2-8) | 赤松農林水産 大臣 |

| | | | |
|---------------------------|-----|--|------------------|
| 2月14日 (日曜日) 13時30分～ | 近畿 | ABCホール (大阪府大阪市福島区福島1丁目1番30号) | 郡司農林水産 副大臣 |
| 2月20日 (土曜日) 13時30分～ | 中国 | 広島国際会議場ダリア (広島県広島市中区中島町1番5号) | 佐々木農林水産 大臣政務官 |
| 2月21日 (日曜日) 13時30分～ | 四国 | サンピア セリーズ 3F レインボーホール (高知県高知市高須砂地155番地) | 舟山農林水産 大臣政務官 |
| 2月27日 (土曜日) 13時30分～ | 東北 | 仙台メディアテークオープンスクエア (宮城県仙台市青葉区春日町2-1) | 山田農林水産 副大臣 |
| 2月28日 (日曜日) 13時30分～ | 関東 | ラフレさいたま (埼玉県さいたま市中央区新都心3-2) | 赤松農林水産 大臣 |
| 2月28日 (日曜日) 13時30分～ | 北海道 | ポールスター札幌 (北海道札幌市中央区北4条西6丁目) | 佐々木農林水産 大臣政務官 |

出席する政務3役については公務の都合等により変更になる場合があります。

3. お問い合わせ先

(1) 公開討論会「食べものづくりから日本は元気になる～新たな『食料・農業・農村基本計画』の策定に向けて～」について

「食べものづくりから日本を元気にする」実行委員会 (担当: 荒川)

電話: 03-6441-4183

(2) フード・アクション・ニッポンについて

フード・アクション・ニッポン推進本部事務局 (担当: 木村)

電話: 03-6217-2100

お問い合わせ先

大臣官房食料安全保障課

担当者: 食料自給率向上対策室 川本、榑崎

代表: 03-3502-8111 (内線 3803)

ダイヤルイン: 03-6744-2352

FAX: 03-6744-2396

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>

新たな「食料・農業・農村基本計画」 の策定に向けて

農業・農村が果たす様々な役割

農業は、人々が生きていく上で欠かせない食料を賄う唯一の産業であるとともに、日常生活の原材料を供給。また、国土や自然環境の保全などの多面的機能を発揮し、国民全体の生命、身体、財産の保全に貢献。

農村は、各地の気候・風土を反映し、集落という地域社会の結びつきを基礎に、様々な主体によって多様な農業を展開しながら、日本の文化・伝統等を維持・継承。

農業・農村の国民生活における役割

様々な産品を生み出す

食料



繊維・衣類



バイオマス
バイオ燃料



農業の持つ多面的機能



国民全体で支える農業・農村の機能や価値

農業が有する食料の安定供給機能や多面的機能は、国民全体が直接的・間接的にその利益を受けている一方、こうした機能や価値は、農産物の価格等に反映されていない。

このため、消費者をはじめとする多様な主体が農業・農村の有する魅力を深く理解し、様々な価値を共有し、それを支えていくことの必要性を認識することが重要。

地域の安心

- ・地域・経済社会の発展
- ・農村景観・伝統文化の提供
- ・均衡ある人口・産業の分布



国土・環境の安心

- ・下流域の洪水・土砂崩壊の防止
- ・生物多様性の保全
- ・地下水源の確保



都市の安心

- ・新鮮な食料等の安定確保
- ・農業体験等を通じた心身の発達
- ・都市農地による緑地空間の提供
- ・農村労働力の居住・消費による経済効果



農業・農村の健全な発展

農業・農村に対する国民全体の理解と共感・行動

食料・農業・農村基本法の制定

国民全体の視点から、食料・農業・農村が果たすべき役割と目指すべき政策方向を提示するため、
食料の安定供給の確保
農業の有する多面的機能の発揮
農業の持続的な発展
農村の振興

を基本理念とする食料・農業・農村基本法を平成11年に制定。

上記の理念や基本施策の方向を具体的に実行に移すための「食料・農業・農村基本計画」を策定。
(おおむね5年ごとに見直しで、本年3月に見直し時期を迎える。)

食料の安定供給の確保

- ・良質な食料の合理的な価格での安定供給
- ・国内農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入と備蓄を適切に組み合わせ
- ・不測時の食料安全保障

多面的機能の十分な発揮

- ・国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等

農業の持続的な発展

- ・農地、水、担い手等の生産要素の確保と望ましい農業構造の確立
- ・自然循環機能の維持増進

農村の振興

- ・農業生産条件の整備
- ・生活環境の整備等福祉の向上

食料・農業・農村基本計画

基本理念に沿った具体的な施策展開のプログラム

食料・農業・農村を取り巻く現状

我が国の農業・農村は、農業所得の激減、農業従事者の減少や高齢化、農村の疲弊など、危機的な状況。

現 状

農業所得の大幅な減少

6.1兆円(H2)→3.2兆円(H19)

後継者不足の深刻化

主業農家の減少

82.0万戸(H2)→36.5万戸(H20)

農地利用の非効率化

耕作放棄地の増大

21.7万ha(H2)→38.6万ha(H17)

農村の活力の低下

消滅する可能性のある集落数

1,695集落(H20)

食料の安定供給に対する不安

食料自給率の低迷

73%(S40)→41%(H20)

「食品表示110番」への通報

15,162件(H16)→26,222件(H20)

主な問題点

所得向上施策の体系化が不十分

担い手の育成・確保の遅れ

土地利用対策の有効打が講じられていない

政府全体をあげた体制が不十分

食品の安全や食料の安定供給に対する期待や信頼の確保に答えられていない

政策改革のための視点

これまでの農政が抱えていた問題と決別し、新たな発想で農政を転換し、農業と農村の早急な再生を図る政策体系を再構築。

効率的・効果的で分かりやすい
政策体系の再構築

- ・複雑な政策体系から、シンプルで分かりやすい施策の提供
- ・各般の施策を共通の目的の下に体系化し、施策の総合的な推進体制を構築
- ・施策対象への直接的効果をもたらす政策手段の提供

生産者・事業者等や地域の主体性
と創意工夫を発揮する施策の展開

- ・農業者の主体性の発揮を制約している制度・事業等について地域の実情等を踏まえて適切に見直し

農業・農村の持つ様々な潜在力を
引き出す施策の展開

- ・地域資源を活用した先進的な取組を成長産業として位置付け

国民の幅広い理解と具体的な行動を
促す施策の展開

- ・農業・農村の価値や役割についての国民の共感と広範な展開

政策の重点化に効率的・効果的に
対応できる業務執行体制の構築

- ・国民視点での政策決定プロセスの確立や適正な業務執行を行う体制を整備

新しい「食料・農業・農村基本計画」のイメージ

平成22年3月策定予定の新しい「食料・農業・農村基本計画」においては、これまでの農政を抜本的に転換し、「戸別所得補償制度の導入」など、これまでになかった新たな視点を盛り込むことを検討中。

目指すべき施策の方向性

小規模農家も含め、意欲あるすべての農家が安心して農業を継続できる環境を整備



新しい「食料・農業・農村基本計画」のポイント (平成22年3月策定予定)

農業の
持続的な発展

戸別所得補償制度の導入

施策の抜本的な転換により、食料自給率を引き上げ



食料自給率
の目標

食料自給率を50%に引き上げ

新たな付加価値を地域内で創出し、雇用と所得を確保



農村の振興

農業・農村の6次産業化

食品の生産・加工・流通の各段階における安全性管理機能を向上



食料の
安定供給の
確保

食品供給行程管理に
正面から取り組む

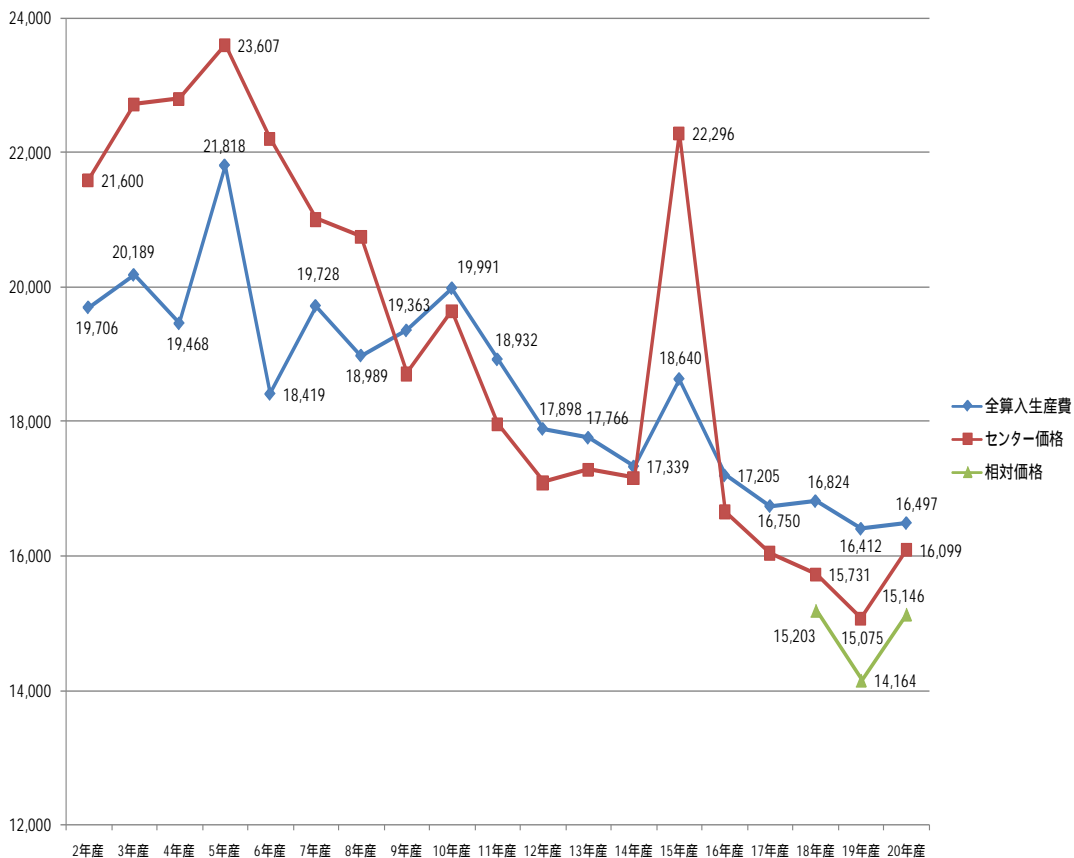
将来に希望が持てる食料・農業・農村の姿を大胆に提示

【農業の持続的発展】 戸別所得補償制度の導入

小規模経営を含む意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整備し、農業を再生するため、**新たに国から農業者に直接交付する戸別所得補償制度を導入し、モデル事業から本格実施への道筋を提示。**

【米の販売価格と生産コストの推移】

(円/60kg)



米については、近年、販売価格が生産コストを恒常的に下回る状況

コスト割れを補う支援策がなかった

一定額の助成を行うことにより、稲作農家の経営継続を支援し、将来の経営発展の機会を確保する必要

生産数量目標に即した生産を行った販売農家を対象として、所得補償をモデル的に実施

自給率を向上する環境を整備し、国民に食料を安定的に供給

資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」、
「米生産費統計」

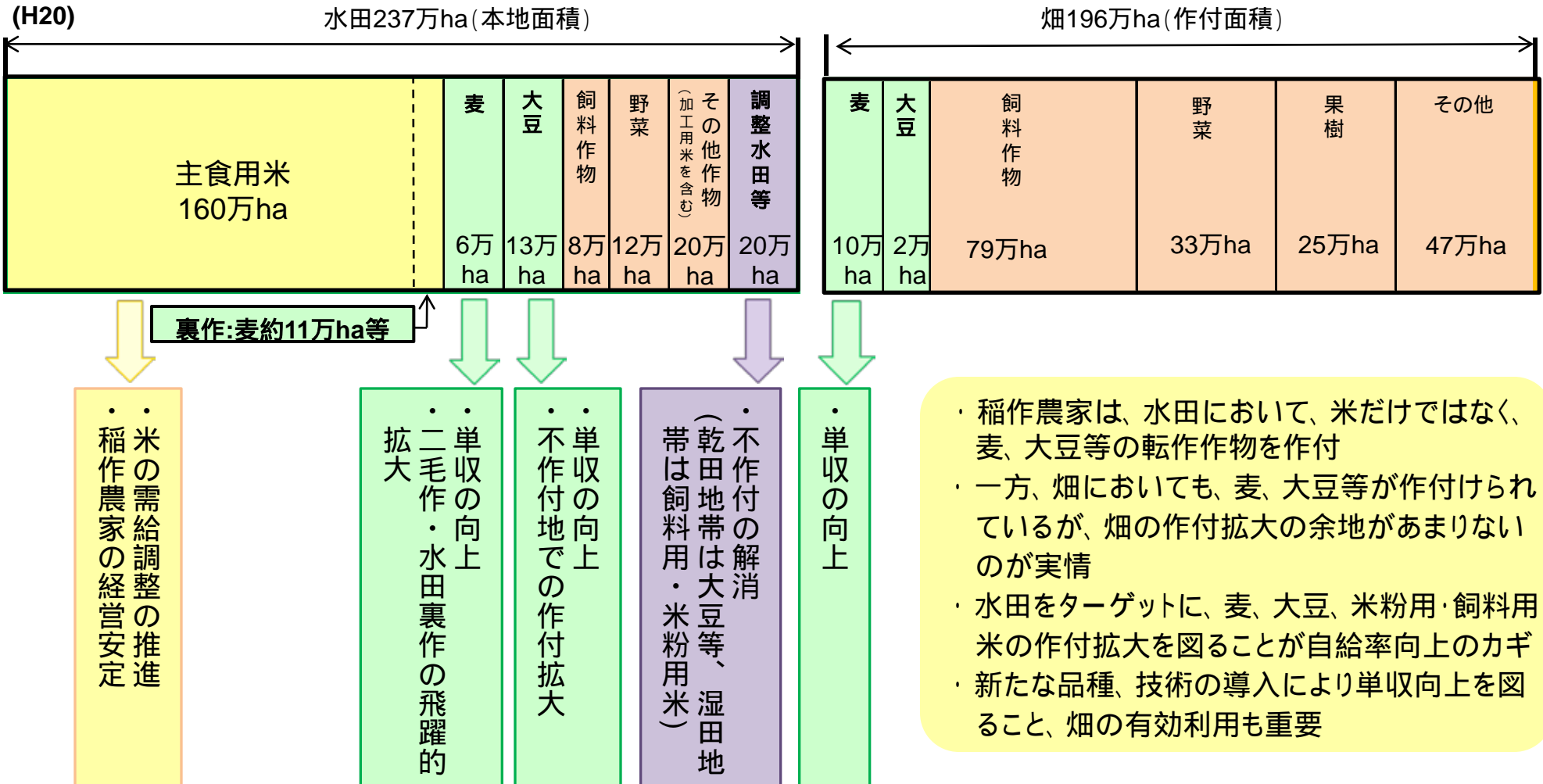
注1：センター価格は、17年産までは銘柄ごとと落札数量で加重平均した価格であり、18年産以降は
銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

注2：相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

【食料自給率】 食料自給率の引き上げ

食料の国内供給力を高めるため、食料自給率を10年後に**50%まで引き上げることをはじめて掲げる。**

目標達成に向け、確保すべき農地面積の目標や品目別の生産努力目標等の道筋を示し、国民全体からの理解・協力のもとに取り組む。



【農業の発展と農村の振興】 農業・農村の6次産業化

雇用と所得を確保し、若者や子供も集落に定住できる社会を構築するため、農業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなど、**農業・農村の6次産業化を推進**。

農村に由来する様々な「資源」

農産物 [米:約866万トン(平成20年産)
野菜:約1,242万トン(H19)]

バイオマス



食品廃棄物

[約1,900万トン(H18)]



林地残材

[約800万トン(H20)]

経験・知恵

自然エネルギー



太陽光



風力



水力

風景



伝統文化



等

農村の「資源」を活用し新たな事業に取り組みようとする「産業」

食品産業、観光産業、IT産業、
化粧品・医薬製造業、エネルギー産業 等

「資源」と「産業」を結びつけ活用

農業・農村の6次産業化

生産・加工・流通(販売)の一体化による
付加価値の拡大

[産地ぐるみでの取組(複数チャンネルの確保等)
農業者による取組(多角化、複合化等)]

農業の生産性向上等

2次・3次産業による農業への参入

農業と2次・3次産業との融合による地域
ビジネスの展開や新たな産業の創出

[バイオマス等地域資源を活用した新事業の創出
農商工連携の推進
再生可能エネルギー利用の推進 等]

連携・融合により、
新たな付加価値を創出

雇用の確保と所得の向上による

農村地域の再生・活性化

【食料の安定供給の確保】 食品の安全性の向上と消費者の信頼確保

食の安全と消費者の信頼を確保するため、**食品供給行程管理(トレーサビリティ、GAP、HACCP)**に正面から取り組む。

民主党政権政策manifesto2009(抜粋)

32 食の安全・安心を確保する政策

食品の生産、加工、流通の過程を事後的に容易に検証できる「食品トレーサビリティシステム」を確立する。

原料原産地等の表示の義務付け対象を加工食品等に拡大する。

民主党政権政策集INDEX2009(抜粋)

食品のトレーサビリティ(追跡可能性)・システムの導入

すべての食品にベーシックなトレーサビリティを義務づけているEUの例を参考に、わが国においても、一定期間経過後にすべての食品について、仕入先、仕入日、販売先、販売日を記録・保管するトレーサビリティを義務づけます。

(中略)

なお、トレーサビリティの義務化の時期を踏まえ、食品の製造工程での安全管理や品質管理を図るための措置として、農業生産工程管理工程(GAP)や危害分析重要管理点(HACCP)への対応も義務化します。

1 GAP:

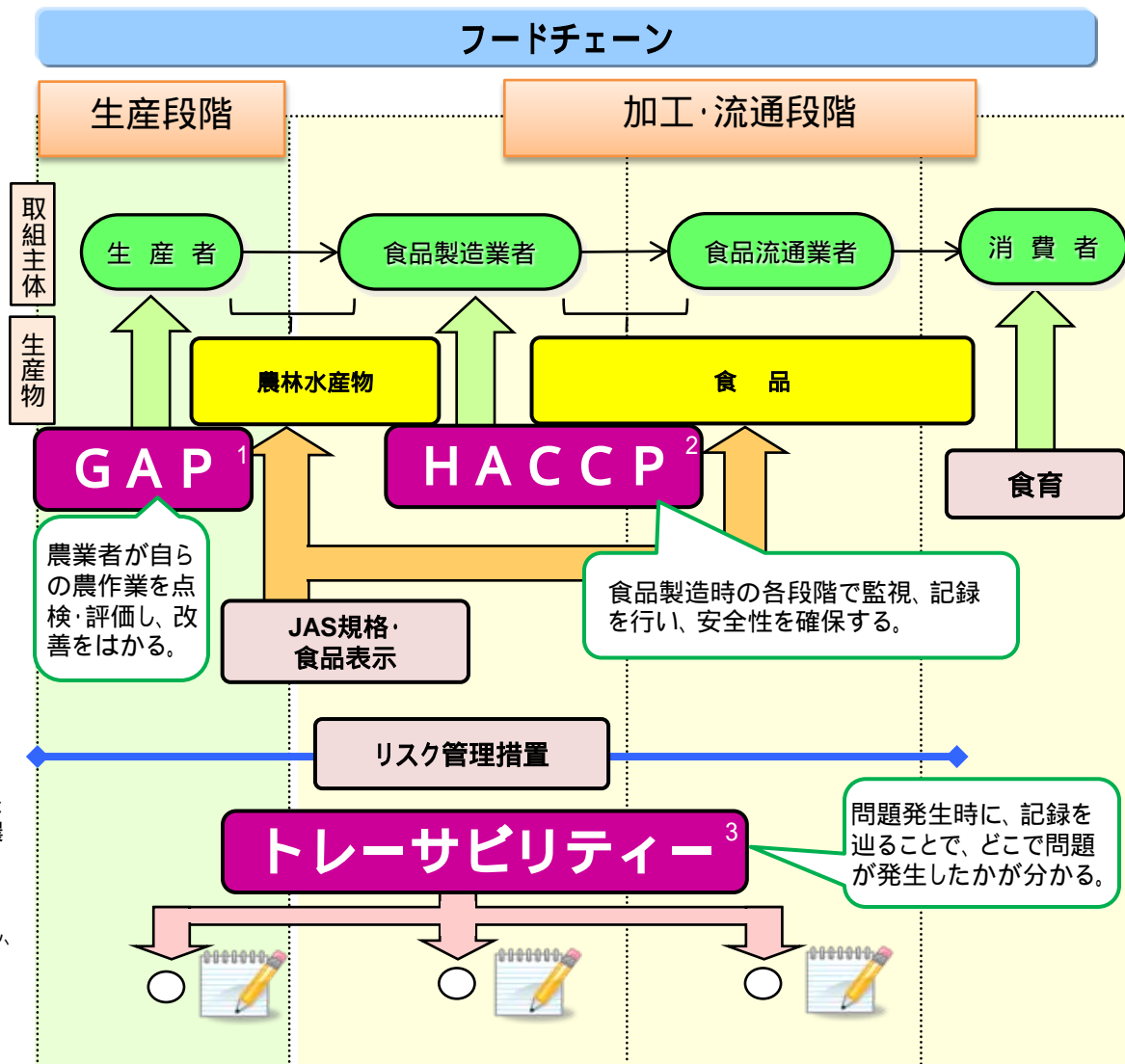
農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと

2 HACCP:

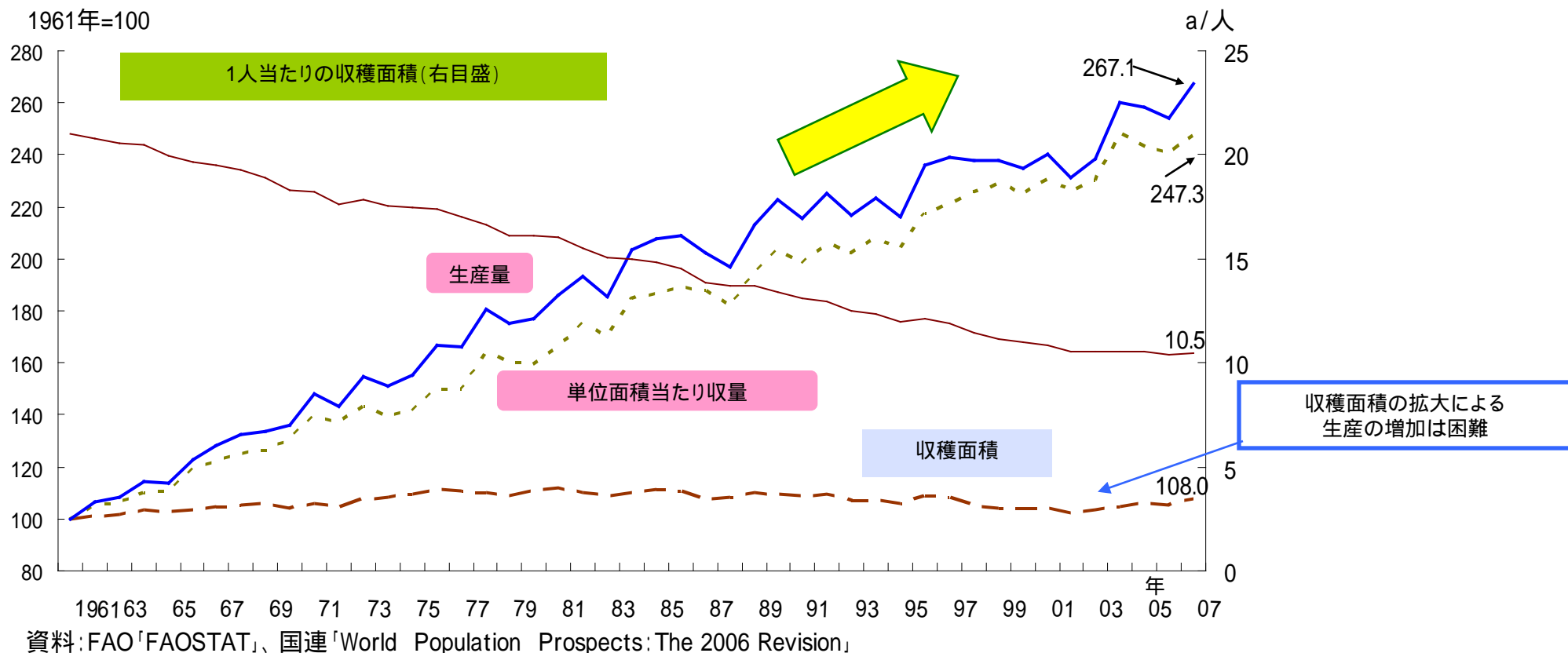
原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録するシステム。

3 トレーサビリティ:

食品がどこから来てどこへ行ったかわかるようにするもの



【参考】状況 :世界の収穫面積及び単位面積当たり収量の推移



単位面積当たりの収量の伸び

1961～65年
1.44^t/ha

1971～75年
1.90^t/ha

1981～85年
2.39^t/ha

1991～95年
2.76^t/ha

2002～07年
3.28^t/ha

(年率)

2.8%

2.3%

1.4%

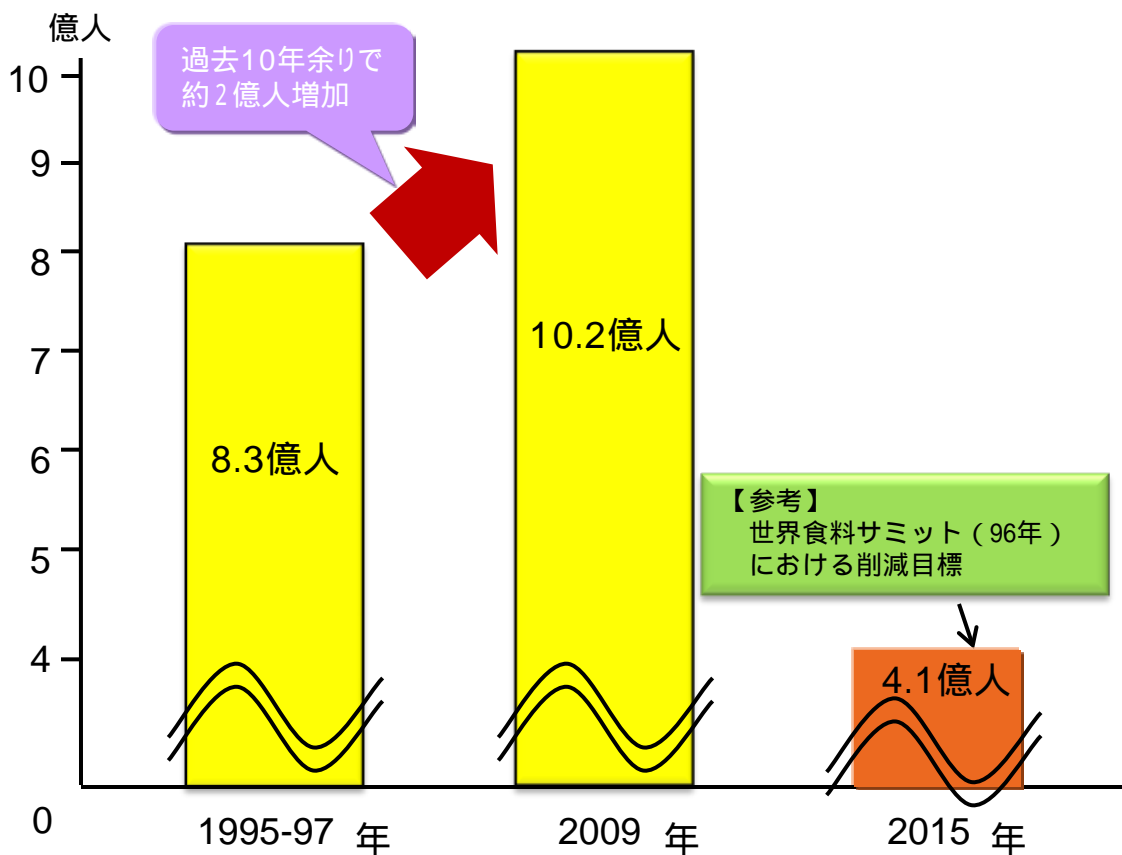
1.4%

80年代以降伸びが鈍化

資料:FAO「FAOSTAT」

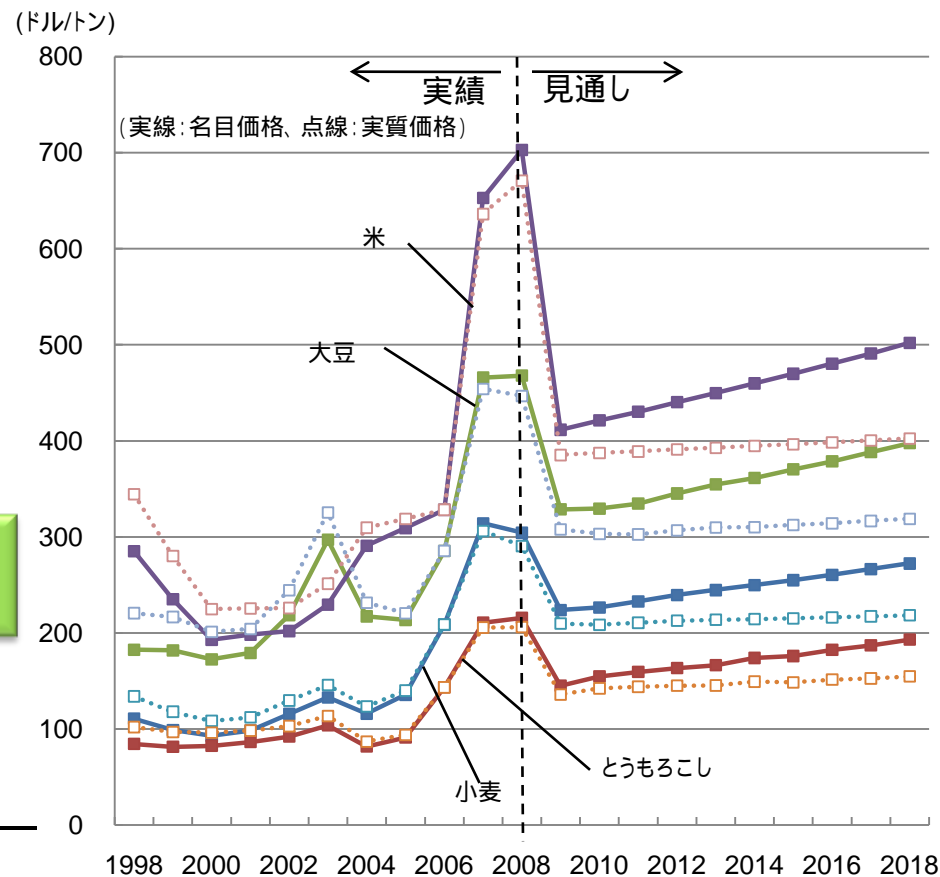
【参考】状況 : 世界の栄養不足人口、穀物等国際価格

世界の栄養不足人口の推移



資料：FAO「The State of Food Insecurity in the World」、FAO及びWFPホームページより
農林水産省作成

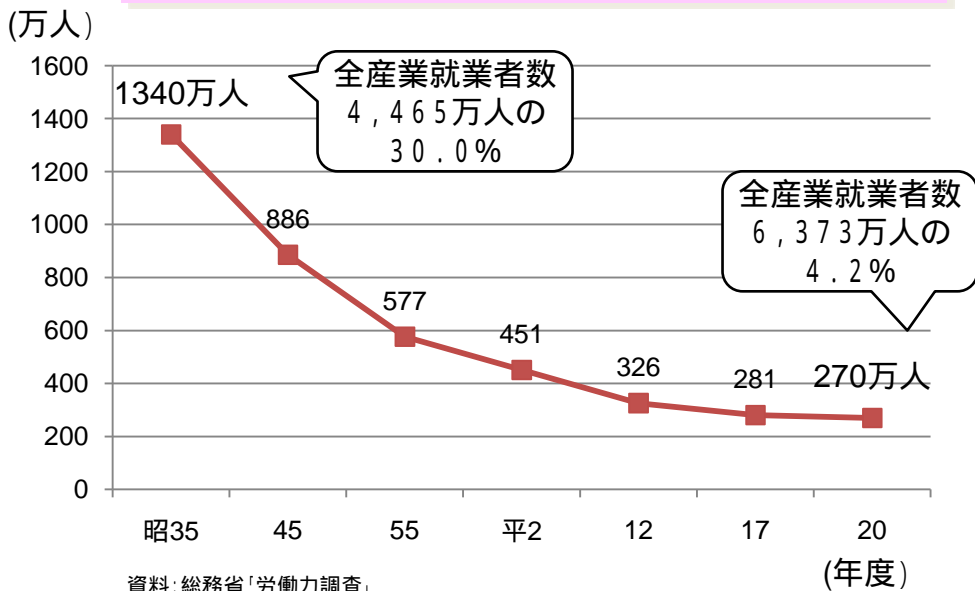
穀物及び大豆の国際価格の見通し



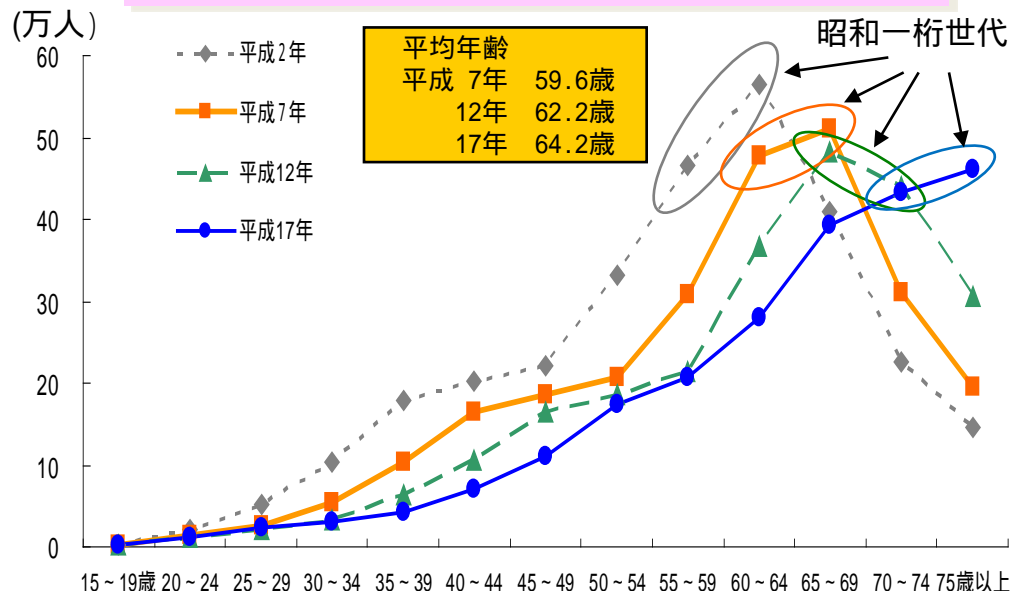
資料：農林水産政策研究所「2018年における世界の食料需給見通し
- 世界食料需給モデルによる予測結果 -」

【参考】状況：農業従事者、耕作放棄地、農業所得の状況

農林水産業就業者数の推移

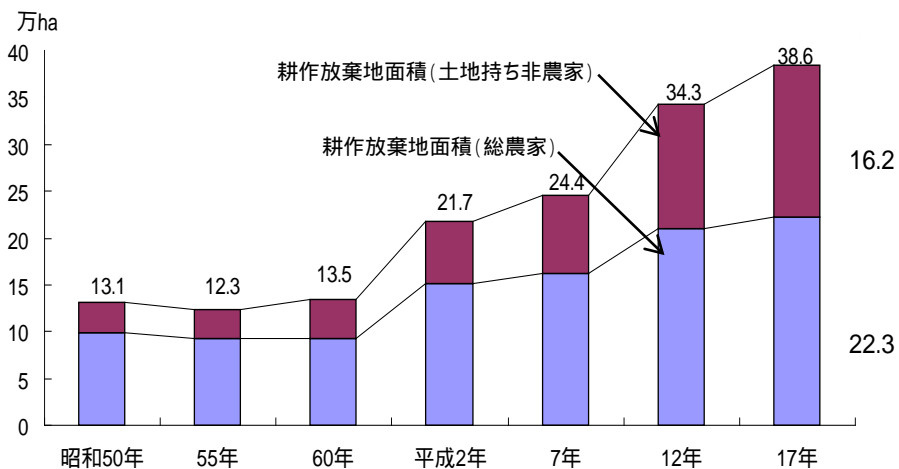


基幹的農業従事者の年齢構成

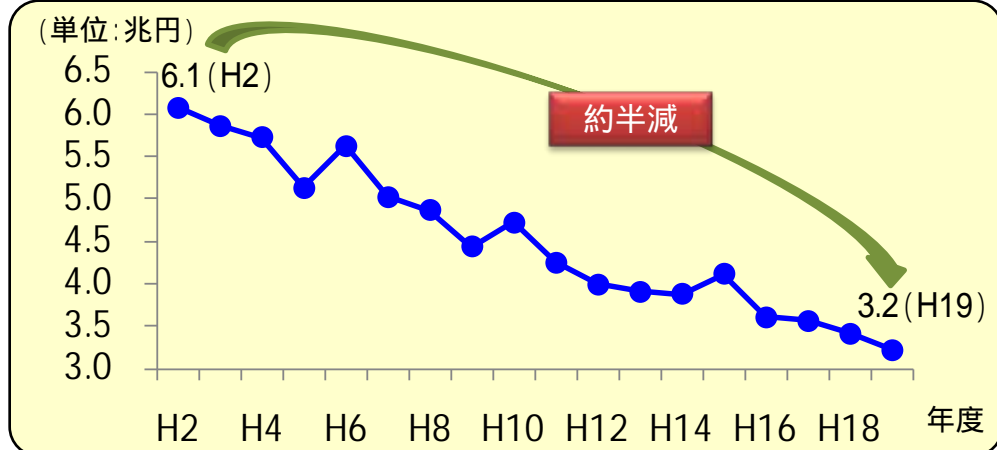


注：基幹的農業従事者とは、自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員（農業就業人口）のうち、普段の主な状態が「主に仕事（農業）」である者で、主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。また、上記の図は販売農家のもの。

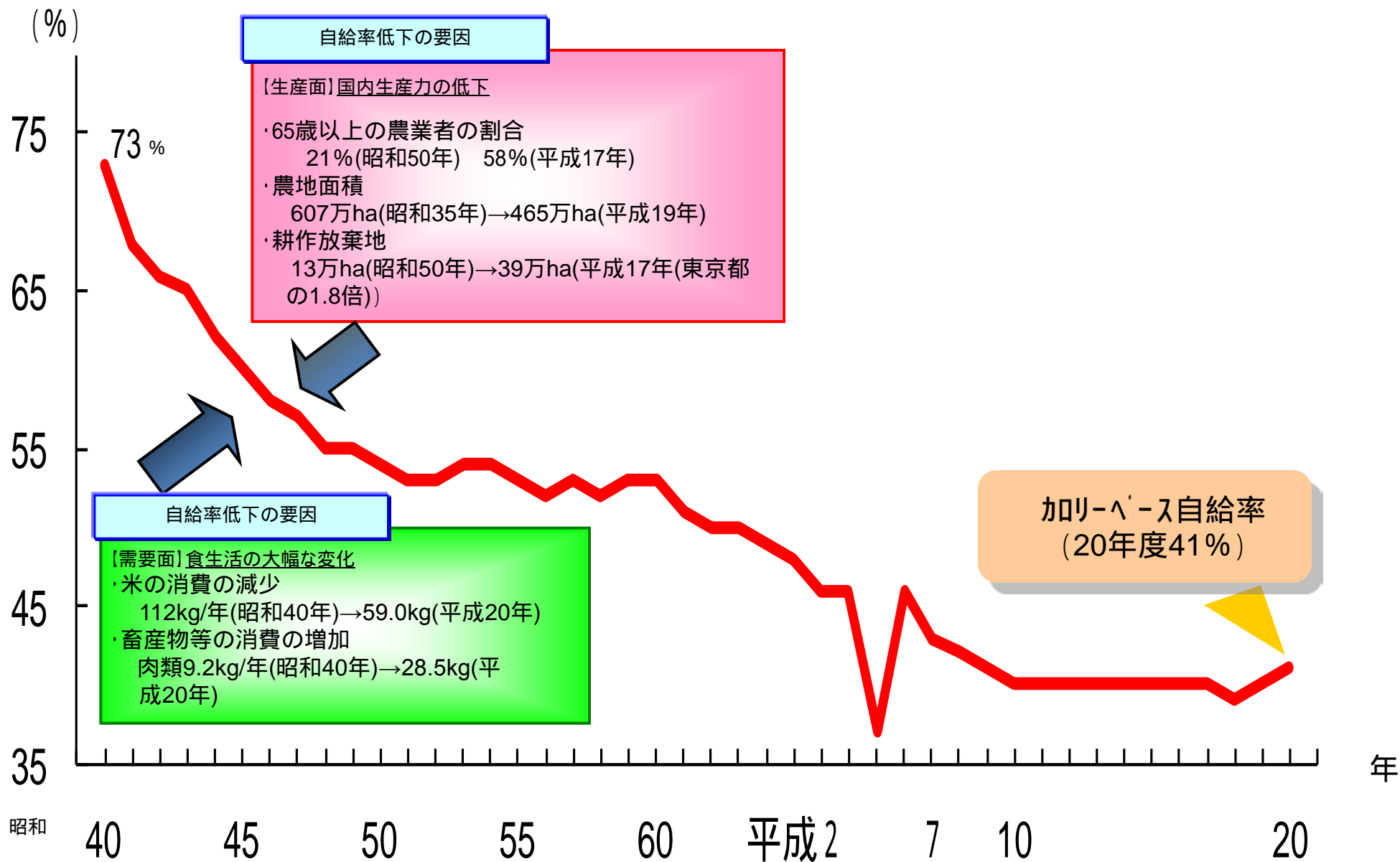
耕作放棄地面積の推移



農業所得（農業純生産）の推移



【参考】状況：食料自給率の推移



農林水産省

ビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、

いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、

常に国民の期待を正面から受けとめ
時代の変化を見通して政策を提案し、
その実現に向けて全力で行動します。

